

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日發行
（当該休日がと日
の翌日）

五十二年三月鳥取県条例第十三号）中別表第一の改正規定のうち第一種県
営住宅の表の青木第六団地に関する部分は公布の日から、同表の和田団地
及び余子第五団地に関する部分は昭和五十二年六月一日から施行する。

目次

規則

- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

昭和五十二年五月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表の末恒第六の項の次に次のように加える。

青木第六	二三、一〇〇円
和田	二二、四〇〇円
余子第五	

附則